

5／26（火）の発表



ウポポイ
民放共生象徴空間

北海道白老町に2020 OPEN!

報道発表資料の配付日時 5月26日（火）9時30分

発表項目 (行事名)	道立施設の一部再開について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	発表場所
概要	道の休業要請の一部解除に伴い、道の「感染防止対策の指針（国の業種別ガイドラインの内容を含む）」及び「チェック表」（別添2参照）に基づく徹底した感染防止対策を講じた上で、道立施設を別添1（5月26日現在）のとおり順次再開いたします。		
参考			

報道（取材）に当たってのお願い		
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク	(場所)

担当 (連絡先)	総務部行政局財産課 TEL 内線	課長補佐 工藤 一祥 ダイヤルイン 011-204-5055 22-412
-------------	------------------------	---

道立施設の一部再開について

現在、休館としている道立施設については、
徹底した感染防止対策を講じた上で、以下のとおり再開します。
なお、準備中の施設は、再開日が決定次第、順次お知らせします。
また、施設によっては、検温や名簿の作成などを行っておりますので、
詳細は、各施設のホームページをご覧下さい。

【準備が整い次第、再開する道立施設一覧（25施設）】

施 設 名	住 所	再開(予定)日
北海道立文書館	江別市文京台東町41番地1	5月26日(火)
北方四島交流センター（ニ・ホ・ロ）	根室市穂香110-9	5月26日(火)
北海道知事公館	札幌市中央区北1条西16丁目	5月26日(火)
北海道立総合博物館		
北海道博物館	札幌市厚別区厚別町小野幌53-2	5月26日(火)
北海道開拓の村	札幌市厚別区厚別町小野幌50-1	5月26日(火)
自然ふれあい交流館	江別市西野幌685-1	5月26日(火)
オホーツク流氷科学センター	紋別市元紋別11	5月26日(火)
北見体育センター	北見市東陵町27	5月26日(火)
道民の森	当別字青山奥三番川2513-149、月形町892-1ほか	6月 1日(月)
北海道立図書館	江別市文京台東町41番地	5月26日(火)
近代美術館	札幌市中央区北1条西17丁目	5月26日(火)
三岸好太郎美術館	札幌市中央区北2条西15丁目	5月26日(火)
旭川美術館	旭川市常磐公園内	5月26日(火)
函館美術館	函館市五稜郭町37-6	(準備中)
帶広美術館	帯広市緑ヶ丘2番地	5月26日(火)
北方民族博物館	網走市字潮見309-1	5月26日(火)
文学館	札幌市中央区中島公園1-4	5月26日(火)
釧路芸術館	釧路市幸町4-1-5	5月26日(火)
埋蔵文化財センター	江別市西野幌685-1	5月26日(火)
ネイパル砂川	砂川市北光496-25	(準備中)
ネイパル深川	深川市音江町2丁目7-1	(準備中)
ネイパル森	森町字駒ヶ岳657-15	(準備中)
ネイパル北見	北見市常呂町字栄浦365-1	(準備中)
ネイパル足寄	足寄町常盤3番地	(準備中)
ネイパル厚岸	厚岸町愛冠6番地	(準備中)

【5月18日（月）から一部屋内施設を再開している道立公園（9施設）】

施 設 名	住 所
道 立 施 設	子どもの国 砂川市北光401-1
	オホーツク公園 網走市字潮見313-1
	宗谷・ふれあい公園 稚内市声問5丁目40-1
	ゆめの森公園 標津郡中標津町北中2-5
	道南四季の杜公園 函館市亀田中野町199-2
	十勝エコロジーパーク 河東郡音更町十勝川温泉南18丁目1
	噴火湾パノラマパーク 二海郡八雲町浜松368-8
	サンピラーパーク 名寄市字日進147番地
	オホーツク流氷公園 紋別市元紋別101番地

※ 詳細は各施設のホームページをご覧下さい。

引き続き休館中の道立施設一覧（8施設）】

施 設 名	住 所
道 立 公 園	道民活動センター（かでる2・7）
	道民活動センター（会議室・ホール等） 札幌市中央区北2条西7丁目
	市民活動促進センター //
	女性プラザ //
	アイヌ総合センター //
	野幌総合運動公園（屋内施設） 江別市西野幌481番地
	真駒内公園（屋内施設） 札幌市南区真駒内公園1-1
	消費生活センター 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館西棟
	道立総合体育センター（きたえーる） 札幌市豊平区豊平5条11丁目1-1

道立施設の再開に向けた感染防止対策の指針

令和2年5月21日

北 海 道

趣 旨

- ・ 本指針は、道立施設における新型コロナウイルスの感染を防止するため、施設管理者及び施設利用者が取り組む基本的事項をまとめたものである。
- ・ 道立施設については、徹底した感染防止対策を講じた上で再開することとしており、今後、以下の対策を講ずるものとする。

1 施設管理者が実施する事項

(3つの「密」の防止)

- ・ 「3つの密」を徹底的に避けるため、「北海道ソーシャルディスタンシング」の取組を実施する。(約2m間隔の確保)
- ・ 入口、展示室等は、十分な間隔をとり、立ち位置を表示する。
- ・ 座席等がある場合は、十分な間隔を空け（四方を空けた席配置等）対面しないよう利用させる。
- ・ 座席等を使用させないところに、「北海道ソーシャルディスタンス」を表示する。
- ・ 公園等の場合は、十分な間隔をとるための工夫をする。
- ・ 施設内（室）において、約2mの間隔をとれる最大入場人員を把握（1人当たり4m²）し、この人数を超える場合は、入場制限を実施する。（入場制限の可能性があることを、事前にホームページや掲示により周知する。）

なお、入場制限を実施した場合は、待ち時間が長時間にならず、かつ、間隔を空けて順番待ちができるよう努めるなどの対応を行う。

- ・ 外気を取り入れるため、定期的に換気を実施する。（可能であれば、2つの方向の窓を同時に開ける）
- ・ 利用者が集まりそうな場所を特定し、分散させるための工夫（案内役のスタッフの配置など）を行う。

(飛沫感染、接触感染の防止)

- ・ 施設職員に対しては、マスクの着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行を図る。
- ・ 施設内の座席・器具など共有物は、定期的に消毒を実施する。
- ・ 利用者と対面する場合（入場料徴収、売店など）は、ビニールシートなどで仕切を設置する。

(業種別のガイドライン等の取組)

- ・ 上記の対応に加え、内閣官房のホームページで示されている業種別のガイドラインを踏まえ、必要な感染防止対策を徹底する。
- ・ 感染防止対策の取組を可視化するため、「『新北海道スタイル』安心宣言」を掲示する。

(施設利用者への協力依頼)

- ・ 入口に感染防止対策（新型コロナウイルス感染拡大防止通知等）を掲示する。
- ・ マスクをしていない利用者へのマスク（手作り可）を用意する。（可能な範囲で対応）
- ・ 入口に消毒液を設置し、利用者に手指の消毒を要請する。
- ・ 非接触型体温計などにより、検温・体調管理を行う。
- ・ 大声での会話を行わないよう呼びかけを行う。（声援などは控える）
- ・ 業種別のガイドラインに基づき、次のいずれかの方法により利用者の氏名及び緊急連絡先を把握し、利用者名簿を作成する。

(事前の場合)

- ・ ホームページにQRコードを掲載し、事前に登録する。
- ・ あるいは、ホームページに名簿用紙を掲載し、事前に作成の上、当日提示をお願いする。

(当日の場合)

- ・ 事前に名簿登録等をされていない利用者には、入館時にQRコードによる登録又は名簿用紙への記入をお願いする。

2 施設利用者へお願いする事項

- ・ 発熱又は風邪の症状がある者や、体調不良の利用者の入場を制限する。
- ・ 症状がなくてもマスクを着用する。
- ・ 入場時に手指の消毒をする。
- ・ 咳エチケットや手洗いをする。

【参考資料】

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策 内閣官房ホームページ
- ・ 「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」～「新しい生活様式」の実践例（令和2年5月4日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）
- ・ 緊急事態措置を実施すべき区域の変更等に伴う都道府県の対応について（令和2年5月14日付け各都道府県宛事務連絡）

道立施設の再開に向けた感染防止対策

以下の、徹底した感染防止対策が講じられている場合に限り、再開する。

- 施設管理者が実施する事項 チェック欄
- (3つの「密」の防止)
- 北海道ソーシャルディスタンシングの取組の実施（約2m間隔の確保）
- 入口、展示室等は、十分な間隔をとるため、立ち位置を表示
 - 座席等がある場合は、十分な間隔を空け（四方を空けた席配置等）対面しないように利用
 - 座席等を使用させないところは、ソーシャルディスタンスを表示
 - 公園等は、十分な間隔をとるための工夫
 - 施設内（室）において、約2mの間隔をとれる最大入場人員を把握（1人当たり4m²）し、この人数を超える場合は、入場制限を実施。（入場制限の可能性があることを事前にホームページや掲示において周知する。）
なお、入場制限を実施した場合は、待ち時間が長時間にならず、かつ、間隔を空けて順番待ちができるよう努める。 など
 - 定期的に外気を取り入れる換気の実施
(可能であれば、2つの方向の窓を同時に開ける)
 - 利用者が集まりそうな場所を特定し、分散させるための工夫（案内役のスタッフの配置など）を講じる。
- (飛沫感染、接触感染の防止)
- 施設職員のマスク着用、手指の消毒、咳工チケット、手洗いの励行
 - 施設内の座席・器具など共有物の定期的な消毒
 - 利用者と対面する場合（入場料徴収、売店など）は、ビニールシートなどで仕切を設置
- (業種別ガイドライン等の取組み)
- 業種別ガイドラインに沿った感染防止対策の徹底
 - 「新北海道スタイル」安心宣言の掲示
- (施設利用者への協力依頼)
- 入口に感染防止対策（新型コロナウィルス感染拡大防止通知等）の掲示
 - マスクをしていない利用者へのマスク（手作り可）を用意（可能な範囲で対応）
 - 入口に消毒液の設置
 - 非接触型体温計などによる、検温・体調管理
 - 大声での会話を行わないよう呼びかけ（声援などは控える）
 - 業種別ガイドラインに基づき、利用者の氏名及び緊急連絡先を把握し、利用者名簿を作成する。
- 施設利用者へお願いする事項
- 発熱または風邪の症状や、体調不良の利用者の入場を制限
 - 症状がなくてもマスクを着用
 - 入場時の手指の消毒
 - 咳工チケットや、手洗いの励行